

令和8年度 委託研究開発契約書雛型 新旧対照表

変更後（令和8年度版）	変更前（令和7年度版）	主な変更理由
書体（全ページ）：MSゴシック	書体（全ページ）：MS P明朝	見やすくするため、取扱要領と統一。
<p>《文書番号種別》第《文書番号》号 《課題管理番号》</p> <p>委託研究開発契約書</p> <p>省略</p> <p>（契約項目）</p> <p>甲は、乙を「《大学等／又は企業等》」と認め、乙に対し、次の研究開発（以下「本研究開発」という。）を委託し、乙はこれを受託する。</p> <p>（1）研究開発課題名：「《研究開発課題名》」（以下「本研究開発課題」という。）</p> <p>（2）研究開発担当者名・所属及び役職：《研究開発担当者氏名①》 《研究開発担当者所属・役職①》</p> <p>（3）研究開発期間：令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで</p> <p>（4）研究開発費：《研究開発費》円（うち消費税額及び地方消費税額《消費税額》円）</p> <p>（※1）当事業年度とは、令和〇年〇月〇日から翌年の3月31日までの1事業年度をいう。</p> <p>以下省略</p>	<p>《文書番号種別》第《文書番号》号 《課題管理番号》</p> <p>委託研究開発契約書</p> <p>省略</p> <p>（契約項目）</p> <p>甲は、乙を「《大学等／又は企業等》」と認め、乙に対し、次の研究開発（以下「本研究開発」という。）を委託し、乙はこれを受託する。</p> <p>（1）研究開発課題名：「《研究開発課題名》」（以下「本研究開発課題」という。）</p> <p>（2）研究開発担当者名・所属及び役職：《研究開発担当者氏名①》 《研究開発担当者所属・役職①》</p> <p>（3）研究開発期間：令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで</p> <p>（4）研究開発費：《研究開発費》円（うち消費税額及び地方消費税額《消費税額》円）</p> <p>（※1）当事業年度とは、令和〇年4月1日から翌年の3月31日までの1事業年度をいう。</p> <p>以下省略</p>	事業年度に関する表記の適正化。
別記1 (善管注意義務、法令・ガイドライン等の遵守)	別記1 (善管注意義務、法令・ガイドライン等の遵守)	
第2条 1～3省略	第2条 1～3省略	

令和8年度 委託研究開発契約書雛型 新旧対照表

変更後（令和8年度版）	変更前（令和7年度版）	主な変更理由
<p>4 乙は、乙の責任において、本研究開発に関する利益相反について、関係法令及び国が定める関係指針並びに甲の利益相反管理規則を踏まえ、必要な措置等（必要な規程及び体制の整備を含む。）を行うことにより、これを管理しなければならない。また、甲は、甲の利益相反管理規則に従って、乙に対し、必要に応じて指導、指示又は措置等を行うことができるものとし、乙はこれに従うものとする。</p> <p>以下省略</p>	<p>4 乙は、乙の責任において、本研究開発に関する利益相反について、関係法令及び国が定める関係指針並びに甲の利益相反管理規則を踏まえ、必要な措置（必要な規程及び体制の整備を含む。）を行うことにより、これを管理しなければならない。また、甲は、甲の利益相反管理規則に従って、乙に対し、必要に応じて指導、指示又は措置等を行うことができるものとし、乙はこれに従うものとする。</p> <p>以下省略</p>	表現の適正化。
<p>(知的財産権に関する報告・通知等)</p> <p>第10条 省略</p> <p>(1) 乙は、研究開発成果に係る発明等を行ったときは、当該発明等の概要、知的財産権の出願又は申請の予定及び論文等による公表の予定の有無、並びに、当該発明等に貢献した研究者名を記載し、当該出願又は申請の前かつ当該研究開発成果の公表前に、甲が別途定める様式による発明等報告書を速やかに甲に提出するものとする。</p> <p>(2)～(7) 省略</p> <p>(8) 乙は、第三者に対し、知的財産権の移転等を行う場合、当該第三者をして本条及び第8条第1項各号の規定を遵守させるものとする。</p> <p>以下省略</p>	<p>(知的財産権に関する報告・通知等)</p> <p>第10条 省略</p> <p>(1) 乙は、研究開発成果に係る発明等を行ったときは、当該発明等の概要、知的財産権の出願又は申請の予定及び論文等による公表の予定の有無、並びに、当該発明等に貢献した研究者名を記載し、当該出願又は申請の前かつ当該研究成果の公表前に、甲が別途定める様式による発明等報告書を速やかに甲に提出するものとする。</p> <p>(2)～(7)</p> <p>(8) 乙は、第三者に対し、知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾を行う場合、当該第三者をして本条及び第8条第1項各号の規定を遵守させるものとする。</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条(12)の定義を反映。</p> <p>表現の統一（同条の(6)参照）。</p>
<p>(知的財産権に関わるその他事項)</p> <p>第11条</p> <p>1、2 省略</p>	<p>(知的財産権に関わるその他事項)</p> <p>第11条</p> <p>1、2 省略</p>	

令和8年度 委託研究開発契約書雛型 新旧対照表

変更後（令和8年度版）	変更前（令和7年度版）	主な変更理由
3 乙は、知的財産権が自らに帰属する場合には、 研究開発成果 に関し、甲に納入された著作物にかかる著作権等について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が使用する権利及び甲が第三者に使用を再許諾する権利を、甲に許諾したものとする。	3 乙は、知的財産権が自らに帰属する場合には、 本研究開発の成果 に関し、甲に納入された著作物にかかる著作権等について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が使用する権利及び甲が第三者に使用を再許諾する権利を、甲に許諾したものとする。	第1条（12）の定義を反映。
4 乙は、知的財産権が自らに帰属する際には、甲及び甲が指定する第三者による 研究開発成果 及びこれに関連する著作物の利用について、著作者人格権及び実演家人格権の不行使等の権利処理を乙自身の責任において行うものとする。	4 乙は、知的財産権が自らに帰属する際には、甲及び甲が指定する第三者による 本研究開発の成果 及びこれに関連する著作物の利用について、著作者人格権及び実演家人格権の不行使等の権利処理を乙自身の責任において行うものとする。	同上。
5 省略	5 省略	
6 前項の秘匿すべき期間は、本研究開発の終了日の属する 事業年度 終了日の翌日から起算して5年間とし、当該期間中、甲及び乙は、相手方の書面による同意がない限り、ノウハウを第三者に開示又は公表することができない。ただし、ノウハウの指定後において必要があるときは、甲及び乙協議のうえ、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができる。	6 前項の秘匿すべき期間は、本研究開発の終了日の属する 会計年度 終了日の翌日から起算して5年間とし、当該期間中、甲及び乙は、相手方の書面による同意がない限り、ノウハウを第三者に開示又は公表することができない。ただし、ノウハウの指定後において必要があるときは、甲及び乙協議のうえ、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができる。	表現の統一。
7 省略	7 省略	
8 乙は、研究開発成果に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、出願に係る書類（PCT国際出願の国内移行時に提出する国内書面を含む）に、記載例を参考にして、国等の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。 【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】 「令和〇年度、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、「事業名」 「研究開発課題名」 委託研究開発、産業技術力強化法第17条の	8 乙は、研究開発成果に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、出願に係る書類（PCT国際出願の国内移行時に提出する国内書面を含む）に、記載例を参考にして、国等の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。 【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】 「令和〇年度、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、「事業名」 「研究開発課題名」 委託研究開発、産業技術力強化法第17条の	特許庁のガイドライン内容と統一。

令和8年度 委託研究開発契約書雛型 新旧対照表

変更後（令和8年度版）	変更前（令和7年度版）	主な変更理由
<p>適用を受ける特許出願」</p> <p>9 乙が、研究開発成果に係る発明についての特許出願に対して、特許出願非公開制度に基づく保全審査に付す旨の通知を受領した場合、乙は甲に対して、当該特許出願に関する情報等を遅滞なく報告するものとする。</p>	<p>適用を受ける特許出願」</p> <p>9 乙が、研究開発成果に係る発明についての特許出願に対して、特許出願非公開制度に基づく保全審査に付す旨の通知を受領した場合、乙は甲に対して、当該知的財産権に関する情報等を遅滞なく報告するものとする。</p>	表現の適正化。
<p>(再委託)</p> <p>第14条 乙は、本研究開発を第三者に再委託してはならない。ただし、乙は、甲が本研究開発の遂行上特に必要であると判断し事前に承認した場合に限り、本研究開発の一部を第三者に再委託することができる。（以下再委託を受ける第三者を「再委託先」という。）</p> <p>以下省略</p>	<p>(再委託)</p> <p>第14条 乙は、本研究開発を第三者に再委託してはならない。ただし、乙は、甲が本研究開発の遂行上特に必要であると判断し事前に承認した場合に限り、本研究開発の一部を第三者（以下「再委託先」という。）に再委託することができる。</p> <p>以下省略</p>	定義の明確化。
<p>(研究開発成果の報告等)</p> <p>第17条</p> <p>1、2 省略</p> <p>3 甲が研究開発成果について、追跡調査、成果展開調査、発明等及び知的財産権の調査、フォローアップ調査等を行う場合（全研究開発期間中に行う場合を含む。）には、乙は、甲による当該調査等に回答その他の協力を行うするとともに、研究開発担当者その他の研究者等をして、かかる協力を行わせるものとする。</p> <p>以下省略</p>	<p>(研究開発成果の報告等)</p> <p>第17条</p> <p>1、2 省略</p> <p>3 甲が研究開発成果について、追跡調査、成果展開調査、発明等及び知的財産権の調査等を行う場合には、乙は、甲による当該調査等に協力するものとする。</p> <p>以下省略</p>	フォローアップ調査の実施に伴う変更。